

は、他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、本条（1）および（2）のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条（1）から（3）までの規定に違反した場合または本条（1）もしくは（2）の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。（注）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

#### 第7条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（1）に定める時は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害が発生した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第17条（2）に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

#### 第8条（当社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- (1) 当社は、第6条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）およびこの特約第7条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した入院対象者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) 本条（1）の規定による診断のために要した費用（注）は、当社が負担します。（注）費用には、取入の喪失を含みません。

#### 第9条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）および第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

#### 第10条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定危険費用等補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

#### 別表1（第3条（保険金を支払わない場合）（1）⑥関係）

- 山岳登山（注1）、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

#### 別表2（第7条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類	
(1)	保険金請求書
(2)	保険証券
(3)	特定危険に該当したことを証明する書類
(4)	保険金の支払を受けようとする第2条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
(5)	被保険者の印鑑証明書
(6)	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
(7)	その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

## 家族型への変更に関する特約

【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

	用語	説明
か	家族	本人および第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）のいずれかに該当する者をいいます。

	用語	説明
し	傷害保険金 傷害補償特約	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。 傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
ひ	被保険者範囲個別規定型特約 被保険者変更特約運動型特約	この保険契約に適用される特約において、被保険者範囲個別規定型特約であることが規定された特約をいいます。 この保険契約に適用される特約において、被保険者変更特約運動型特約であることが規定された特約をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

#### 第1条（この特約の適用範囲）

- (1) この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約運動型特約について適用します。
- (2) この特約の規定は、疾病補償特約、がん補償特約および被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

#### 第2条（補償の対象となる方—被保険者）

- (1) この保険契約の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人の配偶者
  - ② 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
  - ③ 本人またはその配偶者の同居の未婚（注2）の子
- (2) 傷害保険金および被保険者変更特約運動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条（1）の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、傷害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- (3) 被保険者変更特約運動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条（1）の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
- (4) 保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
  - ② この保険契約を解約すること。
- (5) 本条（4）の事由によって本人が死亡した場合でも、本条（4）の手続きが行われるまでの間、本条（1）から（3）までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。（注1）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。（注2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。（注3）本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条（保険契約の失効）に該当する場合を含みません。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合で、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当するときは、当社は、被保険者がその職業に従事している間に発生した事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

#### 第4条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人およびその配偶者については、それぞれの傷害死亡・後遺障害保険金額（注）
- ② 本条①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、傷害死亡・後遺障害保険金額（注）

（注）傷害死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。

#### 第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）に規定する被保険者がなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

#### 第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア、反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
- イ、反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 本条（1）①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条（1）①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。
- ① 本人が、本条（1）③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、本条（1）③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
- (3) この保険契約に適用される他の特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条（1）または（2）の規定による解除が損害等（注3）の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 被保険者の傷害または疾病（注5）に対して一定額を支払うもの
- ② 被保険者の傷害または疾病によって被保険者が被った損害（注6）に対して保険金を支払うもの
- (4) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条（3）①または②のいずれにも該当しない場合、本条（1）または（2）の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条（3）①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされたときには、本条（4）の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① 本条（1）③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
- ② 本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任についての損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、本条（2）①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分とし、本条（2）②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 損害等とは、本条（2）①の規定による解除がなされた場合には、その家族に発生した損害等をいい、本条（2）②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
- (注4) 保険金は、本条（2）③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (注5) 傷害または疾病には、死亡および要介護状態を含みます。
- (注6) 損害には、損失および費用を含みます。
- 第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）**
- (1) 第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（2）④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）の規定による解約

請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解約（注2）すること。
- (2) 普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）（3）の規定により本人が保険契約を解約した場合であっても、本条（1）の手続きが行われるまでの間は、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）から（3）までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- (3) この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、本条（1）①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第8条（保険料の返還または追加保険料の請求—本人の変更の場合）（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは追加保険料の請求を行い、または保険金を削減して支払います。
- (4) 当社は、この保険契約に適用される他の特約に、被保険者による特約の解約請求の規定がある場合には、その規定についても本条（1）から（3）までと同様とするものとします。
- (注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合には、保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を含みません。
- (注2) 解約する範囲は、その家族に係る部分とします。また、本条（4）においては、「保険契約」を「特約」と読み替えて適用します。

**第8条（保険料の返還または追加保険料の請求—本人の変更の場合）**

- (1) この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（4）①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づきその変更が発生した時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 保険契約者が本条（1）の規定による追加保険料の払込みを怠った場合には、当社は、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（4）の規定による本人の変更の事実があった後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更前料率とは、変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後料率とは、変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

**第9条（保険料の返還—失効の場合）**

保険契約が失効となる場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。ただし、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）に規定する被保険者全員が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

**第10条（保険料の返還の特則—解除または解約の場合）**

- (1) 第2条（補償の対象となる方—被保険者）（4）②または第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）（1）②の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (2) 第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (3) 第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（2）①または③の規定により、当社がこの保険契約を解除（注）した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (注) 解除する範囲は、その家族に係る部分とします。

**第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）**

傷害補償特約第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）（1）、（2）および（5）の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

**第12条（家族が複数の場合の約款の適用）**

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにもこの特約、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

**第13条（傷害補償（標準型）特約の読み替え）**

この保険契約については、傷害補償（標準型）特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」

② 第10条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）および（2）の規定中「被保険者が」とあるのは「本人が」

#### 第14条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還－解除または解約の場合）②および⑤から⑦までの規定は適用しません。

#### 第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

#### 別表 第3条（保険金を支払わない場合）の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業  
 （注1）オートテスターとは、テストライダーをいいます。  
 （注2）猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。  
 （注3）ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。

## 夫婦型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

	用語	説明
か	家族	本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族（注1） ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子 （注1）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 （注2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
し	傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
	傷害補償特約	傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
ひ	被保険者範囲個別規定型特約	この保険契約に適用される特約において、被保険者範囲個別規定型特約であることが規定された特約をいいます。
	被保険者変更特約連動型特約	この保険契約に適用される特約において、被保険者変更特約連動型特約であることが規定された特約をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

#### 第1条（この特約の適用範囲）

- この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約について適用します。
- この特約の規定は、疾病補償特約、がん補償特約および被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

#### 第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- この保険契約の被保険者は、本人およびその配偶者とします。
- 傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条（1）の本人とその配偶者の続柄は、傷害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- 被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条（1）の本人とその配偶者の続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
- 保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。  
 ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。  
 ② この保険契約を解約すること。
- 本条（4）の事由によって本人が死亡した場合でも、本条（4）の手続きが行われるまでの間、本条（1）から（3）までの規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

（注）本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条（保険契約の失効）に該当する場合を含みません。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を